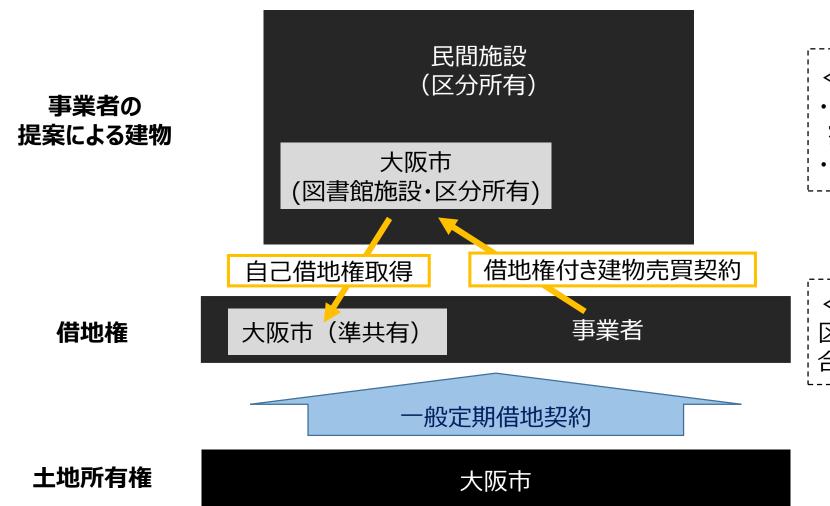
借地権及び賃料の取り扱いについて(借地権について)

第三者へ建物を譲渡しないことを前提とした場合

施設建設後に事業者が図書館施設とその専有面積割合による借 地権持ち分を大阪市へ売却し、大阪市は自己借地権を取得



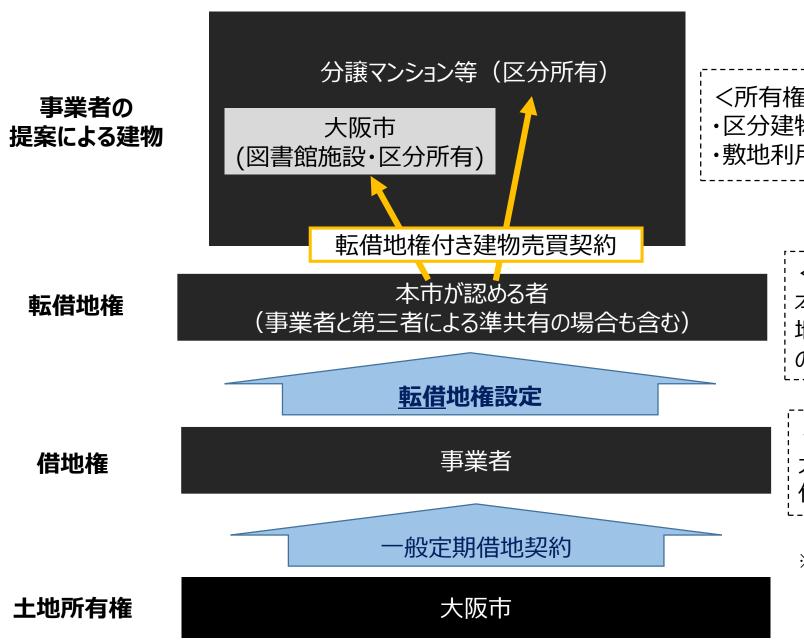
<所有権登記>(事業者・大阪市)

- ・区分建物の専有面積に応じた所有権の割合を登記
- ・敷地利用権は借地権

<借地権登記>(事業者・大阪市) 区分建物の専有面積に応じた借地権の割 合を登記(大阪市は自己借地権)

分譲マンション等、第三者へ区分建物を譲渡することを前提とする場合

事業者が転借地権を設定し、施設建設後に図書館施設とその専 有面積割合による転借地権持ち分を大阪市へ売却



<所有権登記>(区分建物取得者・大阪市)

- ・区分建物の専有面積に応じた所有権の割合を登記
- ・敷地利用権は転借地権

<転借地権登記>(本市が認める者) 本市が認める者が事業者より転借し、転借 地権を登記(事業者と第三者による準共有 の場合も含む)

<借地権登記>(事業者) 大阪市が所有する敷地全体を事業者が賃借し、借地権登記

※本件の場合は、公募開始時に公表した協定書(案) 及び各種契約書(案)ではなく、これらの形態に沿っ た協定書(案)及び各種契約書(案)を本市が指 定します。

借地権及び賃料の取り扱いについて(賃料について)

定期借地契約締結から大阪市の図書館施設取得まで

※記載の数字は便宜上のイメージであり、実際の公募条件には関係ありません

事業者が大阪市に事業者負担賃料(提案賃料)を支払います。

【土地の賃料100 (提案賃料) 】



※定期借地権設定契約から令和3年3月31日までの間は、本件土地内の建設局用地及び水道局用地(大阪市淀川区十三東1丁目 21番5、45番2)において本市が指定管理者制度により現行の駐輪場を運営するため、これらの土地について同期間中は定期借地権設定範囲の対象外としますが、賃貸借期間中の事業予定者の定期借地権の設定範囲や持分割合の変更は事業者負担賃料に影響しないものとします。

大阪市の図書館施設取得以降 (第三者へ建物を譲渡しないことを前提とした場合)

※記載の数字は便宜上のイメージであり、実際の公募 条件には関係ありません

大阪市負担賃料も含めた土地全体の賃料を、事業者が一括して大阪市に対して支払うものとしますが、事業者が有する大阪市負担賃料債権は大阪市の土地全体の賃料債権と相殺し、<u>事業者の実際の大阪市への支払いは事業者負担賃料(提案賃料)のみとなり、大阪市の図書館施設取</u>得前と同額となります。

【大阪市の図書館施設取得以降は土地の賃料は大阪市負担賃料を上乗せし、110へ変更】



大阪市の図書館施設取得以降 (分譲マンション等、第三者へ区分建物を譲渡することを前提とする場合)

※記載の数字は便宜上のイメージであり、実際の公募 条件には関係ありません

土地全体の賃料を、事業者が一括して大阪市に対して支払うものとなりますが、大阪市が負担する転借地料と相殺し、<u>事業者の実際の大阪</u>市への支払いは事業者負担賃料(提案賃料)のみとなります。

【大阪市の図書館施設取得以降は土地の賃料は大阪市負担賃料を上乗せし、110へ変更】

